

四 半 期 報 告 書

(第100期第 2 四半期)

株式会社
西日本シティ銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	23
第4 【提出会社の状況】	24
1 【株式等の状況】	24
2 【株価の推移】	29
3 【役員の状況】	30
第5 【経理の状況】	31
1 【中間連結財務諸表】	32
2 【その他】	75
3 【中間財務諸表】	76
4 【その他】	98
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	99

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月24日
【四半期会計期間】	第100期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
【会社名】	株式会社西日本シティ銀行
【英訳名】	THE NISHI-NIPPON CITY BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 久保田 勇 夫
【本店の所在の場所】	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号
【電話番号】	092(476)1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 石 田 保 之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目11番8号 株式会社西日本シティ銀行 東京本部 東京事務所
【電話番号】	03(3563)3330
【事務連絡者氏名】	東京本部 東京事務所長 貴 戸 俊 博
【縦覧に供する場所】	株式会社西日本シティ銀行 大分支店 (大分市府内町三丁目1番7号) 株式会社西日本シティ銀行 東京支店 (東京都中央区京橋一丁目11番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成19年度	平成20年度
		(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	92,513	90,209	85,780	180,914	179,088
うち連結信託報酬	百万円	5	5	4	10	10
連結経常利益	百万円	19,131	8,282	14,500	31,172	17,854
連結中間純利益	百万円	6,831	7,632	9,083	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	14,316	14,616
連結純資産額	百万円	309,704	287,013	318,492	299,538	289,733
連結総資産額	百万円	6,967,011	7,068,919	7,189,332	6,980,635	7,208,363
1株当たり純資産額	円	312.91	284.37	323.48	299.81	287.98
1株当たり中間純利益金額	円	8.58	9.59	11.42	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	17.46	17.84
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	7.91	8.62	10.26	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	16.58	16.51
自己資本比率	%	4.07	3.69	4.06	3.92	3.66
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.30	9.04	10.07	9.23	9.87
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	63,963	104,780	△9,957	17,823	153,205
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△28,264	△95,061	△9,873	△68,276	△95,122
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△16,116	△6,954	△8,962	△16,497	783
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	254,209	170,421	197,708	167,654	226,513
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,872 [1,943]	4,842 [2,003]	4,817 [2,120]	4,694 [1,943]	4,709 [2,033]
信託財産額	百万円	1,696	1,699	1,670	1,703	1,699

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

- 4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 5 平成20年度中間連結会計期間及び平成21年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第98期中	第99期中	第100期中	第98期	第99期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	84,888	82,741	78,434	165,662	164,393
うち信託報酬	百万円	5	5	4	10	10
経常利益	百万円	18,486	2,571	12,277	31,502	10,377
中間純利益	百万円	10,292	2,290	8,292	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	19,361	8,682
資本金	百万円	85,745	85,745	85,745	85,745	85,745
発行済株式総数	千株	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000
純資産額	百万円	284,937	260,639	289,877	277,346	264,060
総資産額	百万円	6,626,925	6,743,973	6,886,689	6,651,546	6,886,640
預金残高	百万円	5,770,299	5,887,481	6,038,252	5,833,267	5,943,316
貸出金残高	百万円	4,556,969	4,708,626	4,871,119	4,677,165	4,849,415
有価証券残高	百万円	1,527,841	1,588,554	1,597,948	1,529,225	1,566,358
1株当たり配当額	円	—	—	—	普通株式 4.00 第一回優先株式 12.00	普通株式 4.00 第一回優先株式 12.00
自己資本比率	%	4.30	3.86	4.20	4.17	3.83
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.27	9.04	10.10	9.23	9.91
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,939 [1,509]	3,830 [1,561]	3,813 [1,606]	3,780 [1,514]	3,731 [1,565]
信託財産額	百万円	1,696	1,699	1,670	1,703	1,699
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	—	—	—	—	—

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 4 平成20年9月及び平成21年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、連結子会社である株式会社NCB経営情報サービスは、当第2四半期連結会計期間において株式会社NCBリサーチ&コンサルティングに商号変更しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	4,817 [2,120]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員2,469人を含んでおりません。
2 当行は執行役員制度を導入しておりますが、執行役員10名は従業員数に含めて記載しております。
3 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	3,813 [1,606]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,805人を含んでおりません。
2 当行は、執行役員制度を導入しておりますが、執行役員10名は従業員数に含めて記載しております。
3 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当行及び当行の連結子会社である株式会社長崎銀行は、それぞれ平成21年9月28日開催の取締役会において、平成21年11月6日を効力発生日として、株式会社長崎銀行が有する有価証券投資事業を吸収分割により当行に承継することを決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

昨秋以降の世界的な金融危機を背景に後退していた我が国経済は、輸出・生産に持ち直しの動きが見られるなど、当第2四半期連結会計期間において底入れした可能性が高いものの、厳しい雇用情勢は依然として続いており、先行きについては慎重な見方が支配的です。

この間、国内の株式市場は、政府による経済対策の効果や企業業績改善への期待等を受けて期初から上昇しましたが、実体経済の弱さや先行きの不透明さに対する警戒感から、期末にかけて軟調な展開となりました。長期金利についても、6月にかけて上昇基調にありましたが、その後は、主要国における金融緩和の継続等が下押しに作用し、低下基調となりました。また、為替相場は、期初の1ドル100円程度の水準から徐々に円高が進行し、期末にかけて1ドル90円前後で推移しました。

このような金融経済環境のなか、当行グループは経営内容の充実と業績の向上に努めました結果、当第2四半期連結会計期間の業績は次のようになりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金・譲渡性預金は、積極的な預金吸収に努めた結果、前連結会計年度末比1,422億円増加し6兆4,565億円となりました。貸出金は、地元中小企業や個人のお客さまの様々な資金ニーズにお応えした結果、前連結会計年度末比171億円増加し、5兆902億円となりました。また、有価証券は前連結会計年度末比305億円増加し、1兆6,013億円となりました。なお、総資産は前連結会計年度末比190億円減少し、7兆1,893億円となりました。

当第2四半期連結会計期間の損益状況につきましては、経常収益は市場金利の低下等による貸出金利収入の減少及び市況低迷の影響による投信等の販売低迷に伴う役務取引等収益の減少等により、前年同四半期連結会計期間比27億68百万円減少し、427億10百万円となりました。一方、経常費用は、景気の持ち直しによる不良債権処理に伴う損失の減少等により、前年同四半期連結会計期間比121億77百万円減少し、351億79百万円となりました。この結果、経常利益は前年同四半期連結会計期間比94億9百万円増加し、75億30百万円、四半期純利益は前年同四半期連結会計期間比32億61百万円増加し、48億85百万円となりました。

なお、国内基準による連結自己資本比率は10.07%となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

① 銀行業務

当行及び株式会社長崎銀行で構成される銀行業務における経常収益は、利回り低下に伴う資金運用収益の低下を主因に前年同四半期連結会計期間比28億18百万円減少し、408億77百万円となる一方、経常費用は信用コストが減少したことにより前年同四半期連結会計期間比175億6百万円減少し、343億83百万円となりました。この結果、経常利益は前年同四半期連結会計期間比146億87百万円増加し、64億94百万円となりました。

② その他の業務

その他の業務における経常収益は、前年同四半期連結会計期間比2億81百万円増加し、46億26百万円となる一方、経常費用は前年同四半期連結会計期間比7億16百万円減少し、38億24百万円となりました。この結果、経常利益は前年同四半期連結会計期間比9億97百万円増加し、8億1百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は、金利低下局面における資金運用収益の減少が資金調達費用の減少を上回ったことにより、前年同四半期連結会計期間比4億59百万円減少し、283億65百万円となりました。

役務取引等収支は、前年同四半期連結会計期間比9億32百万円減少し、44億74百万円となりました。

その他業務収支は、前年同四半期連結会計期間に計上した債券に係る投資損失引当金繰入費用が剥落したことにより、前年同四半期連結会計期間比20億43百万円増加し、1億95百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	28,010	815	—	28,825
	当第2四半期連結会計期間	27,422	943	—	28,365
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	33,888	2,012	249	35,651
	当第2四半期連結会計期間	32,002	1,309	159	33,152
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	5,878	1,196	249	6,825
	当第2四半期連結会計期間	4,579	366	159	4,786
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	0	—	—	0
	当第2四半期連結会計期間	0	—	—	0
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	5,357	50	—	5,407
	当第2四半期連結会計期間	4,428	45	—	4,474
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	7,692	75	—	7,767
	当第2四半期連結会計期間	6,999	68	—	7,068
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	2,334	25	—	2,360
	当第2四半期連結会計期間	2,570	22	—	2,593
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	24	—	—	24
	当第2四半期連結会計期間	16	—	—	16
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	24	—	—	24
	当第2四半期連結会計期間	16	—	—	16
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	△1,884	36	—	△1,848
	当第2四半期連結会計期間	△23	218	—	195
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	1,170	302	—	1,473
	当第2四半期連結会計期間	702	540	—	1,242
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	3,055	266	—	3,321
	当第2四半期連結会計期間	725	322	—	1,047

- (注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息であります。
- 3 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結会計期間7百万円、当第2四半期連結会計期間2百万円)を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益は、市況低迷の影響による投信等の販売低迷を主因に前年同四半期連結会計期間比6億99百万円減少し、70億68百万円となりました。

また、役務取引等費用は前年同四半期連結会計期間比2億33百万円増加し、25億93百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	7,692	75	7,767
	当第2四半期連結会計期間	6,999	68	7,068
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	2,591	—	2,591
	当第2四半期連結会計期間	2,519	—	2,519
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	2,441	64	2,505
	当第2四半期連結会計期間	2,306	60	2,366
うち信託関連業務	前第2四半期連結会計期間	3	—	3
	当第2四半期連結会計期間	1	—	1
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	1,046	—	1,046
	当第2四半期連結会計期間	527	—	527
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	902	—	902
	当第2四半期連結会計期間	914	—	914
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	71	—	71
	当第2四半期連結会計期間	63	—	63
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	392	11	403
	当第2四半期連結会計期間	415	8	423
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	2,334	25	2,360
	当第2四半期連結会計期間	2,570	22	2,593
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	480	8	488
	当第2四半期連結会計期間	460	7	468

(注) 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別特定取引の状況

当第2四半期連結会計期間の特定取引収支は前年同四半期連結会計期間比8百万円減少したものの16百万円の利益となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	24	—	24
	当第2四半期連結会計期間	16	—	16
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	19	—	19
	当第2四半期連結会計期間	16	—	16
うち特定取引有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—
うちその他の特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	4	—	4
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—
特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—

(注) 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成20年9月30日	6,134,293	11,836	6,146,129
	平成21年9月30日	6,266,579	20,987	6,287,566
うち流動性預金	平成20年9月30日	2,972,866	—	2,972,866
	平成21年9月30日	3,015,340	—	3,015,340
うち定期性預金	平成20年9月30日	3,045,179	—	3,045,179
	平成21年9月30日	3,169,386	—	3,169,386
うちその他	平成20年9月30日	116,248	11,836	128,084
	平成21年9月30日	81,852	20,987	102,840
譲渡性預金	平成20年9月30日	114,180	—	114,180
	平成21年9月30日	169,026	—	169,026
総合計	平成20年9月30日	6,248,473	11,836	6,260,310
	平成21年9月30日	6,435,606	20,987	6,456,593

(注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年 9 月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	4,932,352	100.00
製造業	313,282	6.35
農業	2,920	0.06
林業	177	0.00
漁業	2,432	0.05
鉱業	4,791	0.10
建設業	275,999	5.60
電気・ガス・熱供給・水道業	47,368	0.96
情報通信業	25,974	0.53
運輸業	137,293	2.78
卸売・小売業	601,134	12.19
金融・保険業	139,602	2.83
不動産業	1,022,236	20.72
各種サービス業	746,474	15.13
地方公共団体	231,246	4.69
その他	1,381,418	28.01
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	4,932,352	—

業種別	平成21年 9 月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	5,090,287	100.00
製造業	335,364	6.59
農業、林業	2,232	0.05
漁業	1,991	0.04
鉱業、採石業、砂利採取業	4,680	0.09
建設業	271,468	5.33
電気・ガス・熱供給・水道業	48,843	0.96
情報通信業	35,094	0.69
運輸業、郵便業	144,192	2.83
卸売業、小売業	641,001	12.59
金融業、保険業	130,803	2.57
不動産業、物品賃貸業	1,100,616	21.62
その他各種サービス業	679,048	13.34
地方公共団体	278,941	5.48
その他	1,416,008	27.82
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	5,090,287	—

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外連結子会社であります。

3 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社です。

信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産						
科目	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有形固定資産	1,539	90.54	1,539	92.13	1,539	90.59
銀行勘定貸	5	0.32	7	0.42	5	0.30
現金預け金	155	9.14	124	7.45	154	9.11
合計	1,699	100.00	1,670	100.00	1,699	100.00

負債						
科目	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
包括信託	1,699	100.00	1,670	100.00	1,699	100.00
合計	1,699	100.00	1,670	100.00	1,699	100.00

(注) 1 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間末 一百万円、当中間連結会計期間末 一百万円、前連結会計年度 一百万円。

2 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度の取扱残高はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加等による支出要因はあったものの、税金等調整前四半期純利益の計上、コールマネー等市場性資金調達増加を主因に、前年同四半期連結会計期間比803億円減少したものの、109億円の収入超過となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の新規投資が売却・償還を上回ったことにより、前年同四半期連結会計期間比435億円増加したものの360億円の支出超過となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還を主因に前年同四半期連結会計期間比49億円減少し、54億円の支出超過となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、第1四半期連結会計期間末比305億円減少し1,977億円となりました。

(3) 事業上及び財産上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	59,167	59,820	653
うち信託報酬	5	4	△0
経費(除く臨時処理分)	36,888	36,850	△37
人件費	16,052	16,010	△41
物件費	18,690	18,663	△26
税金	2,145	2,175	30
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	22,279	22,970	691
一般貸倒引当金繰入額	3,748	2,854	△893
業務純益	18,530	20,115	1,585
うち債券関係損益	△609	△190	418
臨時損益	△15,958	△7,838	8,120
株式関係損益	△6,914	△2,245	4,669
不良債権処理損失	8,658	4,758	△3,900
貸出金償却	7,709	3,685	△4,024
個別貸倒引当金繰入額	663	770	107
その他の債権売却損等	285	302	16
その他臨時損益	△386	△835	△449
経常利益	2,571	12,277	9,705
特別損益	△219	814	1,034
うち固定資産処分損益	△432	△167	265
税引前中間純利益	2,351	13,091	10,739
法人税、住民税及び事業税	52	40	△12
法人税等調整額	8	4,758	4,749
法人税等合計	61	4,798	4,737
中間純利益	2,290	8,292	6,002

(注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋信託報酬＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

6 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.04	1.90	△0.14
(イ)貸出金利回	2.36	2.19	△0.17
(ロ)有価証券利回	1.17	1.06	△0.11
(2) 資金調達原価 ②	1.53	1.42	△0.11
(イ)預金等利回	0.32	0.24	△0.08
(ロ)外部負債利回	0.79	1.35	0.56
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.51	0.48	△0.03

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借用金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	18.99	18.93	△0.06
業務純益ベース	15.79	16.58	0.79
中間純利益ベース	1.95	6.83	4.88

(注)
$$ROE = \frac{(\text{業務純益 (又は中間純利益)} - \text{優先株式配当金総額}) \times 365 \div 183}{((\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価格}) + (\text{中間期末純資産額} - \text{中間期末発行済優先株式数} \times \text{発行価格})) \div 2} \times 100$$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	5,887,481	6,038,252	150,770
預金(平残)	5,817,673	6,015,386	197,713
貸出金(末残)	4,708,626	4,871,119	162,492
貸出金(平残)	4,624,483	4,824,680	200,196

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	4,299,728	4,418,811	119,082
法人	1,587,753	1,619,441	31,688
合計	5,887,481	6,038,252	150,770

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,757,670	1,800,768	43,098
住宅ローン残高	1,636,696	1,680,158	43,461
その他ローン残高	120,973	120,610	△363

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	3,897,665	3,945,617	47,951
総貸出金残高	② 百万円	4,708,626	4,871,119	162,492
中小企業等貸出金比率	①／② %	82.77	81.00	△1.77
中小企業等貸出先件数	③ 件	387,126	371,894	△15,232
総貸出先件数	④ 件	387,680	372,448	△15,232
中小企業等貸出先件数比率	③／④ %	99.85	99.85	0.00

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	307	2,354	313	1,626
保証	9,777	67,398	8,786	54,791
計	10,084	69,753	9,099	56,418

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	85,745	85,745
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	90,301	90,301
	利益剰余金	75,114	87,898
	自己株式(△)	614	622
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	18,321	—
	為替換算調整勘定	△0	△0
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	26,093	26,660
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	17,000	17,000
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	23	7
	企業結合等により計上される無形固定資産 相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	3,280	2,830
	計 (A)	255,015	287,146
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	17,000	17,000
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	23,022	22,770
	一般貸倒引当金	48,630	44,120
	負債性資本調達手段等	102,500	101,500
	うち永久劣後債務(注2)	15,000	11,500
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	87,500	90,000
	計	174,153	168,391
	うち自己資本への算入額 (B)	153,473	151,210
控除項目	控除項目(注4) (C)	4,173	4,279
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	404,315	434,076

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,116,510	3,968,548
	オフ・バランス取引等項目	81,958	74,917
	信用リスク・アセットの額 (E)	4,198,468	4,043,466
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	273,645	266,848
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	21,891	21,347
	計(E)+(F) (H)	4,472,114	4,310,315
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		9.04	10.07
(参考)Tier1比率=A/H×100(%)		5.70	6.66

(注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年 9 月30日	平成21年 9 月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	85,745	85,745
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	85,684	85,684
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	61	61
	その他利益剰余金	78,439	89,831
	その他	16,999	16,999
	自己株式(△)	614	622
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	16,998	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産 相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	2,811	2,424
	計 (A)	246,506	275,275
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	17,000	17,000
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	17,000	17,000
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	22,776	22,524
	一般貸倒引当金	35,487	31,351
	負債性資本調達手段等	102,500	101,500
	うち永久劣後債務(注2)	15,000	11,500
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	87,500	90,000
	計	160,763	155,376
	うち自己資本への算入額 (B)	152,099	149,815
控除項目	控除項目(注4) (C)	10,540	8,263
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	388,065	416,827
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	3,970,046	3,816,825
	オフ・バランス取引等項目	80,172	73,542
	信用リスク・アセットの額 (E)	4,050,218	3,890,367
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	241,433	236,157
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	19,314	18,892
	計(E) + (F) (H)	4,291,651	4,126,525
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.04	10.10
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		5.74	6.67

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※)連結自己資本比率(国内基準)および単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次の通りであります。

発行会社	Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited
発行証券の種類	非累積型・固定変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」という。）
償還期限	定めなし（永久） ただし、平成29年7月以降の各配当支払日に、発行会社はその裁量により、本優先出資証券の全部または一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。
発行総額	170億円（一口当たり発行価額1,000万円）
払込日	平成19年6月27日
配当	当初10年間は固定配当（但し、平成29年7月以降の配当計算期間については、変動配当率が適用されるとともにステップアップ金利が付される。）
配当支払日	毎年1月15日及び7月15日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 （i）当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書（注1）を交付した場合 （ii）当行が当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行配当最優先株式に関する配当を全く支払わない旨確定的に宣言した場合 （iii）当該配当支払日が清算期間（注2）中に到来する場合 （iv）当該配当支払日が監督期間（注3）中に到来する場合 （v）当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対して配当不払指示を交付した場合 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	当行がある事業年度につき、当行の配当が最優先する優先株式の配当について減額または停止した場合には、当該事業年度終了後の7月および翌年の1月の配当支払日の本優先出資証券への配当も同じ割合で減額または停止される。（但し、中間配当については考慮しない。）
分配制限	本優先出資証券の配当は、以下に定める金額を限度とする。 （i）発行会社が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日の分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 （a）直前に終了した当行の事業年度に関して、当行のすべての種類の優先株式について支払う旨確定的に宣言された配当（中間配当（もしあれば）を除く。）の金額 （b）同順位証券についてかかる事業年度末以降に宣言された配当及びその他の分配金の金額 （ii）発行会社が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(i)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行会社が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)（当該1月の配当支払日の前日の時点において）当該直前の7月の配当支払日以降上記(i)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当及びその他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
強制配当	当行がある事業年度につき、当行普通株式への配当を行った場合には、発行会社は当該事業年度終了後の7月および翌年1月の配当支払日に本優先出資証券に対し全額配当を行うことを要する。但し、配当停止条件の制限および適用される分配制限又は配当制限に服する。
残余財産分配優先権	一口当たり1,000万円

(注) 1 支払不能証明書

当行が支払不能状態であるか、当行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより当行が支払不能状態になる場合に、当行が発行会社に交付する証明書。支払不能状態とは、(x) 当行が破産法上の「支払不能」にあたるか、又はその負債が当行の資産を超えるか、若しくは対応する利息支払日に本劣後ローン契約の条項に基づいて支払が停止されなければ支払われるべき本劣後ローンの利息の支払を行うことにより超える場合、又は (y) 金融庁又は日本の金融監督を統轄するその他の行政機関が、適用ある法律との関連でかつそれに基づき、当行が支払不能状態である旨判断し、それに基づいて当行に関して法的措置をとった場合をいう。

2 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間をいう。清算事由とは、(a) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合（会社法（その承継する法令を含む。）に基づく当行の特別清算手続を含む。）又は (b) 日本の管轄裁判所が (x) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは (y) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間をいう。監督事由とは、当行が内閣総理大臣に対し、(i) 金融商品取引法により提出することが要求される有価証券報告書若しくは四半期報告書、又は (ii) 同法に基づく提出の必要がなくなった場合には、銀行法により提出することが要求される業務報告書又は中間業務報告書に係る事業年度末又は半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	326	356
危険債権	1,015	1,062
要管理債権	645	193
正常債権	46,020	47,876

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	—	折尾支店	北九州市 八幡西区	店舗(建替)	956	1,512	平成21年7月

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
優先株式	300,000,000
計	1,800,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	796,732,552	同 左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	(注) 1、2
第一回優先株式	35,000,000	同 左	—	(注) 1、3
計	831,732,552	同 左	—	—

(注) 1 当行の株式の単元株式数は、全ての種類の株式について1,000株であります。

2 当行の発行している普通株式は、完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

3 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

期末配当を行うときは、本優先株主または本優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、本優先株式1株につき12円の金銭による剰余金の配当を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主または本優先質権者に対して配当する金銭の剰余金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主または本優先質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主または本優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、本優先株式1株につき6円の金銭による剰余金の配当を行う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。

本優先株主または本優先質権者に対しては、上記1,000円のほか残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議があるときまで議決権を有するものとする。

(5) 本優先株式の併合または分割、新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。

本優先株主には募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

また本優先株主には株式無償割当て、または新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 本優先株式の取得

いつでも法令の定めるところに従って本優先株主との合意により本優先株式を有償で取得することができる。また、法令の定めるところに従ってこれを消却することができる。

(7) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成19年1月31日から平成24年3月31日までとする。

② 取得と引換えに交付する普通株式の数またはその算定方法

イ 本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付する当行の普通株式数は、以下のとおりとする。

$$\text{普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得請求のために提出した本優先株式の払込金額相当額総額}}{\text{取得価額}}$$

ロ 取得価額

1株につき390円20銭。

ハ 取得価額の修正

取得価額は、平成20年1月31日以降平成24年1月31日までの毎年1月31日(以下それぞれ「取得価額修正日」という)に、当該取得価額修正日現在の時価に修正される。ただし、当該時価が390円20銭(以下「下限取得価額」という)を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。「取得価額修正日現在の時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に、下記ニに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価はニに準じて調整される。

ニ 取得価額の調整

(イ) 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という)により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規交付する普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規交付する普通株式数}}$$

取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(a) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、払込日の翌日または受渡期日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降にこれを適用する。ただし、剰余金から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

(c) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式が交付されることとなる新株予約権を行使できる証券を発行する場合

調整後取得価額は、その証券の払込日の終わりに、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行されるすべての証券の取得もしくは取得の請求がなされまたは新株引受権が行使され、当行の普通株式が新たに交付されたものとみなし、その払込日の翌日以降またはその基準日の翌日以降にこれを適用する。

(d) 当行の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当行の普通株式が交付されることとなる新株予約権を行使できる証券であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された取得価額または新株予約権の行使価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、当該価額決定日の終わりに、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、残存するすべての証券の取得もしくは取得の請求がなされまたは新株予約権が行使され、当行の普通株式が新たに交付されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降またはその基準日の翌日以降に、これを適用する。

(ロ) 上記ニ(イ)に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本金の額の減少または普通株式の併合により取得価額(下限取得価額を含む)の調整を必要とする場合には、当行取締役会が合理的に相当と判断する取得価額に変更される。

- (ハ) 取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記ニ(イ)(b)ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値がない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記ニ(イ)または(ロ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、調整後取得価額は上記ニ(イ)または(ロ)に準じて調整される。
- (ニ) 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその基準日の、また、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数(自己株式を除く)とする。
- (ホ) 取得価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、(A)上記ニ(イ)(a)の時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(B)上記ニ(イ)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、(C)上記ニ(イ)(c)の時価を下回る価額をもって当行の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または上記ニ(イ)(c)の時価を下回る価額をもって普通株式を交付することとなる新株予約権を行使できる証券を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額、(D)上記ニ(イ)(d)の決定された取得価額または新株予約権の行使価額が取得価額調整式の時価を下回る場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。なお、新株予約権が有償で発行された場合は、当該新株予約権がすべて行使され、当行の普通株式が新たに発行されたものとみなし、1株当たりの新株予約権の対価(円位未満小数第2位を四捨五入)を前述(C)及び(D)の行使価額に加算するものとする。
- (8) 一斉取得
平成24年3月31日までに優先株式の取得請求がなかった本優先株式については、平成24年4月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって、その全部を取得する。当行は、当該取得と引換えに、本優先株式1株あたり、本優先株式1株の払込金額相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を、本優先株主に交付する。平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が357円を下回るときは、本優先株式1株の払込金額相当額を357円で除して得られる数の普通株式を交付する。
上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを処理する。
- (9) 配当金の除斥期間
優先配当金および優先中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当行はその支払義務を免れるものとする。
未払の優先配当金及び優先中間配当金に対しては利息を付さない。

なお、本優先株式について、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

4 議決権の有無及びその理由

普通株式については議決権に制限はありません。

第一回優先株式は、剰余金の配当および残余財産の分配について普通株式に優先することならびに普通株式を対価とする取得請求権が付されていること等の株式の内容との関係から、株主総会において議決権を有しないこととしております。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議があるときまで議決権を有するものとしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年9月30日	—	普通株式 796,732 優先株式 35,000	—	85,745,578	—	85,684,054

(5) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	83,437	10.03
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	49,298	5.92
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	37,790	4.54
株式会社 整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	35,000 (35,000)	4.20
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	20,477	2.46
富士火災海上保険株式会社	大阪市中央区南船場一丁目18番11号	18,746	2.25
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	14,099	1.69
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	13,507	1.62
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,543	1.50
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	11,000	1.32
計	—	295,897	35.57

(注) 1 所有株式数の()内書きは、第一回優先株式であります。

2 平成21年2月18日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書の変更報告書が、平成21年2月24日付で、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から提出されておりますが、当行としては平成21年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
JPモルガン・アセット・ マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	81,140	9.76
計	—	81,140	9.76

3 平成21年4月1日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書の変更報告書が、平成21年4月7日付で株式会社りそな銀行およびその共同保有者から提出されております。当該変更報告書の共同保有者のうち、株式会社整理回収機構の保有株式数の内訳は当行の株主名簿上の記載内容と一致しておりますが、株式会社りそな銀行および預金保険機構につきましては、当行として平成21年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

なお、当該変更報告書の主な内容(除く株式会社整理回収機構保有分)は次頁のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	16,732	2.01
預金保険機構	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	39,881	4.79
計	—	56,613	6.80

4 平成19年2月28日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書の変更報告書が、平成19年3月6日付で銀行等保有株式取得機構から提出されておりますが、当行として平成21年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
銀行等保有株式取得機構	東京都中央区新川二丁目28番1号	53,248	6.40
計	—	53,248	6.40

② 所有議決権数別

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	83,437	10.55
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	49,298	6.23
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	37,790	4.78
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	20,477	2.59
富士火災海上保険株式会社	大阪市中央区南船場一丁目18番11号	18,746	2.37
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	14,099	1.78
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	13,507	1.70
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,543	1.58
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	11,000	1.39
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	10,945	1.38
計	—	271,842	34.39

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回優先株式 35,000,000	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,391,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 790,364,000	790,364	—
単元未満株式	普通株式 4,977,552	—	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	831,732,552	—	—
総株主の議決権	—	790,364	—

(注) 1 各種類の株式の内容は「1 株式等の状況(1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載しております。

2 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、5,000株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が5個含まれております。

3 上記の「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式854株を含んでおります。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前 三丁目1番1号	1,391,000	—	1,391,000	0.17
計	—	1,391,000	—	1,391,000	0.17

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	228	228	254	249	253	248
最低(円)	181	189	219	216	234	208

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 証券子会社設立準備 担当	取締役 福岡地区本部副本部長 兼本店営業部長 兼福岡支店長	河 谷 充	平成21年10月 1 日

第5 【経理の状況】

1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)及び当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※7 218,214	※7 206,840	※7 253,344
コールローン及び買入手形	6,408	766	687
買入金銭債権	※7 38,494	※7 36,842	※7 37,931
特定取引資産	3,746	1,597	1,451
金銭の信託	7,940	2,992	1,991
有価証券	※1, ※7, ※13 1,588,698	※1, ※7, ※13 1,601,398	※1, ※7, ※13 1,570,882
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 4,932,352	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 5,090,287	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 5,073,132
外国為替	※6 1,312	※6 3,706	※6 2,467
その他資産	※7 41,859	※7 45,110	※7 41,703
有形固定資産	※9, ※10 122,541	※9, ※10 122,550	※9, ※10 122,430
無形固定資産	3,506	3,035	3,164
繰延税金資産	79,385	57,160	76,643
支払承諾見返	※13 104,983	※13 84,295	※13 90,600
貸倒引当金	△77,969	△66,119	△66,677
投資損失引当金	△2,554	△1,133	△1,392
資産の部合計	7,068,919	7,189,332	7,208,363
負債の部			
預金	※7 6,146,129	※7 6,287,566	※7 6,204,737
譲渡性預金	114,180	169,026	109,590
コールマネー及び売渡手形	※7 76,116	※7 98,695	※7 109,386
債券貸借取引受入担保金	※7 104,696	※7 19,063	※7 48,066
借入金	※7, ※11 49,295	※7, ※11 29,648	※7, ※11 167,488
外国為替	38	78	68
社債	※12 97,000	※12 88,500	※12 93,500
信託勘定借	5	7	5
その他負債	52,337	56,816	58,095
退職給付引当金	11,716	11,468	11,575
役員退職慰労引当金	929	1,016	1,016
睡眠預金払戻損失引当金	737	792	719
偶発損失引当金	951	1,287	1,166
特定債務者支援引当金	—	20	—
再評価に係る繰延税金負債	※9 22,788	※9 22,557	※9 22,612
支払承諾	※13 104,983	※13 84,295	※13 90,600
負債の部合計	6,781,906	6,870,839	6,918,629

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部			
資本金	85,745	85,745	85,745
資本剰余金	90,301	90,301	90,301
利益剰余金	75,114	87,898	82,349
自己株式	△614	△622	△615
株主資本合計	250,547	263,323	257,780
その他有価証券評価差額金	△17,721	912	△21,411
繰延ヘッジ損益	2	0	△2
土地再評価差額金	※9 28,372	※9 28,043	※9 28,112
為替換算調整勘定	△0	△0	△0
評価・換算差額等合計	10,653	28,956	6,698
少数株主持分	25,813	26,212	25,253
純資産の部合計	287,013	318,492	289,733
負債及び純資産の部合計	7,068,919	7,189,332	7,208,363

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月 1 日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日)
経常収益	90,209	85,780	179,088
資金運用収益	71,393	67,323	140,954
(うち貸出金利息)	58,935	56,820	117,761
(うち有価証券利息配当金)	11,794	10,058	21,911
信託報酬	5	4	10
役務取引等収益	15,204	14,271	29,511
特定取引収益	89	40	130
その他業務収益	2,106	2,065	6,155
その他経常収益	1,409	2,073	2,326
経常費用	81,927	71,280	161,234
資金調達費用	13,359	9,924	25,217
(うち預金利息)	9,999	7,789	18,661
役務取引等費用	5,021	5,064	9,697
その他業務費用	3,558	1,349	8,566
営業経費	42,241	42,524	83,629
その他経常費用	※1 17,746	※1 12,417	※1 34,122
経常利益	8,282	14,500	17,854
特別利益	594	1,254	2,681
固定資産処分益	0	0	3
貸倒引当金戻入益	—	—	1,375
償却債権取立益	594	1,010	1,302
その他の特別利益	—	244	—
特別損失	851	506	1,142
固定資産処分損	444	172	735
減損損失	377	334	377
その他の特別損失	29	—	29
税金等調整前中間純利益	8,026	15,248	19,393
法人税、住民税及び事業税	297	142	179
法人税等調整額	△0	5,030	4,408
法人税等合計	296	5,172	4,587
少数株主利益	97	992	189
中間純利益	7,632	9,083	14,616

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月 1 日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	85,745	85,745	85,745
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	85,745	85,745	85,745
資本剰余金			
前期末残高	90,301	90,301	90,301
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	90,301	90,301	90,301
利益剰余金			
前期末残高	71,033	82,349	71,033
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,601	△3,601	△3,601
中間純利益	7,632	9,083	14,616
自己株式の処分	△4	△1	△14
土地再評価差額金の取崩	55	68	316
当中間期変動額合計	4,081	5,549	11,316
当中間期末残高	75,114	87,898	82,349
自己株式			
前期末残高	△597	△615	△597
当中間期変動額			
自己株式の取得	△27	△8	△46
自己株式の処分	10	2	28
当中間期変動額合計	△16	△6	△17
当中間期末残高	△614	△622	△615
株主資本合計			
前期末残高	246,482	257,780	246,482
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,601	△3,601	△3,601
中間純利益	7,632	9,083	14,616
自己株式の取得	△27	△8	△46
自己株式の処分	6	1	14
土地再評価差額金の取崩	55	68	316
当中間期変動額合計	4,064	5,542	11,298
当中間期末残高	250,547	263,323	257,780

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月 1 日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△986	△21,411	△986
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△16,735	22,323	△20,425
当中間期変動額合計	△16,735	22,323	△20,425
当中間期末残高	△17,721	912	△21,411
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△2	△2	△2
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4	2	△0
当中間期変動額合計	4	2	△0
当中間期末残高	2	0	△2
土地再評価差額金			
前期末残高	28,428	28,112	28,428
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△55	△68	△316
当中間期変動額合計	△55	△68	△316
当中間期末残高	28,372	28,043	28,112
為替換算調整勘定			
前期末残高	△0	△0	△0
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	0	△0	△0
当中間期変動額合計	0	△0	△0
当中間期末残高	△0	△0	△0
評価・換算差額等合計			
前期末残高	27,440	6,698	27,440
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△16,787	22,257	△20,741
当中間期変動額合計	△16,787	22,257	△20,741
当中間期末残高	10,653	28,956	6,698
少数株主持分			
前期末残高	25,615	25,253	25,615
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	197	958	△362
当中間期変動額合計	197	958	△362
当中間期末残高	25,813	26,212	25,253

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	299,538	289,733	299,538
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,601	△3,601	△3,601
中間純利益	7,632	9,083	14,616
自己株式の取得	△27	△8	△46
自己株式の処分	6	1	14
土地再評価差額金の取崩	55	68	316
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△16,589	23,216	△21,103
当中間期変動額合計	△12,525	28,758	△9,805
当中間期末残高	287,013	318,492	289,733

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月 1 日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	8,026	15,248	19,393
減価償却費	2,544	2,497	5,284
減損損失	377	334	377
のれん償却額	191	8	199
持分法による投資損益 (△は益)	56	36	45
貸倒引当金の増減 (△)	2,225	△308	△6,692
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	1,912	△258	749
特定債務者支援引当金の増減 (△)	—	20	—
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△458	△107	△599
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△39	0	47
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△55	73	△73
偶発損失引当金の増減 (△)	532	121	746
資金運用収益	△71,393	△67,323	△140,954
資金調達費用	13,359	9,924	25,217
有価証券関係損益 (△)	2,235	2,441	14,558
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	71	7	243
為替差損益 (△は益)	△405	△438	△1,027
固定資産処分損益 (△は益)	444	171	732
特定取引資産の純増 (△) 減	368	△145	2,663
貸出金の純増 (△) 減	△22,051	△17,405	△165,796
預金の純増減 (△)	49,854	82,828	108,861
譲渡性預金の純増減 (△)	41,962	59,435	37,373
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	12,552	△137,839	120,245
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	2,366	17,698	23,328
コールローン等の純増 (△) 減	1,065	1,010	7,200
コールマネー等の純増減 (△)	△26,483	△10,690	8,182
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	27,119	△29,002	△27,047
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△37	△1,238	△1,261
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△80	9	△48
資金運用による収入	71,270	68,329	141,004
資金調達による支出	△11,396	△9,045	△22,671
その他	△1,199	3,796	3,112
小計	104,935	△9,811	153,393
法人税等の支払額	△155	△145	△188
営業活動によるキャッシュ・フロー	104,780	△9,957	153,205

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△340,688	△248,688	△768,872
有価証券の売却による収入	51,768	123,317	243,274
有価証券の償還による収入	197,130	119,269	430,224
金銭の信託の増加による支出	△127	△1,008	△127
金銭の信託の減少による収入	—	—	5,783
有形固定資産の取得による支出	△2,545	△2,260	△5,016
有形固定資産の売却による収入	71	0	587
無形固定資産の取得による支出	△95	△503	△400
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△574	—	△574
投資活動によるキャッシュ・フロー	△95,061	△9,873	△95,122
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	—	—	13,000
劣後特約付借入金返済による支出	△3,000	—	△5,500
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	—	△5,000	△2,411
配当金の支払額	△3,595	△3,598	△3,599
少数株主への配当金の支払額	△338	△355	△673
自己株式の取得による支出	△27	△8	△46
自己株式の売却による収入	6	1	14
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,954	△8,962	783
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	△11	△8
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,766	△28,804	58,858
現金及び現金同等物の期首残高	167,654	226,513	167,654
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 170,421	※1 197,708	※1 226,513

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 11社 会社名 株式会社長崎銀行 NCBターンアラウンド株式会社 NCBビジネスサービス株式会社 NCBオフィスサービス株式会社 NCBモーゲージサービス株式会社 Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited Nishi-Nippon Finance (Cayman) Limited 九州債権回収株式会社 株式会社NCB経営情報サービス 九州カード株式会社 西日本信用保証株式会社 なお、前連結会計年度連結子会社でありました西銀ターンアラウンド・パートナーズ株式会社とシティ・ターンアラウンド・サポート株式会社は、西銀ターンアラウンド・パートナーズ株式会社を存続会社として合併し、商号をNCBターンアラウンド株式会社へ変更いたしました。 また、九州債権回収株式会社を株式の取得により当中間連結会計期間より連結子会社といたしました。なお、株式の取得が平成20年9月であったため、当中間連結会計期間においては中間貸借対照表のみ連結しております。	(1) 連結子会社 11社 会社名 株式会社長崎銀行 NCBターンアラウンド株式会社 NCBビジネスサービス株式会社 NCBオフィスサービス株式会社 NCBモーゲージサービス株式会社 Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited Nishi-Nippon Finance (Cayman) Limited 九州債権回収株式会社 株式会社NCBリサーチ&コンサルティング 九州カード株式会社 西日本信用保証株式会社 なお、前連結会計年度連結子会社でありました株式会社NCB経営情報サービスは当中間連結会計期間において株式会社NCBリサーチ&コンサルティングに商号変更しております。	(1) 連結子会社 11社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。 なお、前連結会計年度連結子会社でありました西銀ターンアラウンド・パートナーズ株式会社とシティ・ターンアラウンド・サポート株式会社は、西銀ターンアラウンド・パートナーズ株式会社を存続会社として合併し、商号をNCBターンアラウンド株式会社へ変更いたしました。 また、九州債権回収株式会社を株式の取得により当連結会計年度より連結子会社といたしました。なお、株式の取得が平成20年9月であったため、連結損益計算書上では第3四半期会計期間より連結の範囲に含めております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(2) 非連結子会社 2 社 会社名 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合 1 号 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合 2 号 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(2) 非連結子会社 2 社 会社名 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合 1 号 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合 2 号 同 左	(2) 非連結子会社 2 社 会社名 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合 1 号 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合 2 号 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1 社 会社名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ NCB (3) 持分法非適用の非連結子会社 2 社 会社名 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合 1 号 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合 2 号 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1 社 会社名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ NCB (3) 持分法非適用の非連結子会社 2 社 会社名 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合 1 号 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合 2 号 同 左 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1 社 会社名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ NCB (3) 持分法非適用の非連結子会社 2 社 会社名 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合 1 号 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合 2 号 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。	同 左	連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同 左	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同 左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(ロ) 同 左	均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同 左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～60年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～60年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。	② 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左 ③ リース資産 同 左	② 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左 ③ リース資産 同 左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は34,946百万円であります。	また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は37,093百万円であります。	また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は35,585百万円であります。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
	(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(6) 投資損失引当金の計上基準 同 左	(6) 投資損失引当金の計上基準 同 左
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 同 左	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。	(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。	(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同 左
	(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して、将来発生する可能性のある負担金支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。	(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して、将来発生する可能性のある負担金支払額及び、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	(10) 偶発損失引当金の計上基準 同 左
	—————	(11) 特定債務者支援引当金の計上基準 特定債務者支援引当金は、支援先である特定債務者の再建計画に基づき、将来発生する可能性のある支援額を見積り、必要と認められる額を計上しております。	—————
	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(13) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13) リース取引の処理方法 同 左	(13) リース取引の処理方法 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(14) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(14) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左	(14) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社はうち1社で一部の負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、その他の連結子会社はヘッジ会計を行っておりません。	(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。	(ハ)内部取引等 同 左
	(15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(15)消費税等の会計処理 同 左	(15)消費税等の会計処理 同 左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。		(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) その他有価証券として保有する一部の変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は7,592百万円、「その他有価証券評価差額金」は4,628百万円、「少数株主持分」は63百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は2,900百万円減少しております。 なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローと内包されるオプションの価値を、同利回りに基づく割引率で割り引くことにより算定しております。	(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) その他有価証券として保有する一部の変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は8,695百万円、「その他有価証券評価差額金」は5,303百万円、「少数株主持分」は74百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は3,316百万円減少しております。 なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローと内包されるオプションの価値を、同利回りに基づく割引率で割り引くことにより算定しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有価証券には、非連結子会社の出資金360百万円及び関連会社の株式253百万円を含んでおります。 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は14,579百万円、延滞債権額は143,688百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は13百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は66,981百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※1 有価証券には、非連結子会社の出資金492百万円及び関連会社の株式227百万円を含んでおります。 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は14,458百万円、延滞債権額は150,656百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は396百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,273百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※1 有価証券には、非連結子会社の出資金369百万円及び関連会社の株式263百万円を含んでおります。 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は16,291百万円、延滞債権額は149,696百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は99百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,781百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

前中間連結会計期間末 (平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年 3月31日)
※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 225,263百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。	※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 184,784百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。	※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 180,869百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。
※6 手形割引は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号)に基づき 金融取引として処理しておりま す。これにより受け入れた商業 手形及び買入外国為替は、売却 又は再担保という方法で自由に 処分できる権利を有しておりま すが、その額面金額は、55,394 百万円であります。	※6 手形割引は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号)に基づき 金融取引として処理しておりま す。これにより受け入れた商業 手形及び買入外国為替は、売却 又は再担保という方法で自由に 処分できる権利を有しておりま すが、その額面金額は、38,887 百万円であります。	※6 手形割引は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号)に基づき 金融取引として処理しておりま す。これにより受け入れた商業 手形及び買入外国為替は、売却 又は再担保という方法で自由に 処分できる権利を有しておりま すが、その額面金額は、50,262 百万円であります。
※7 担保に供している資産は次の とおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 53百万円 買入金銭債権 2,987百万円 有価証券 390,909百万円 担保資産に対応する債務 預金 28,149百万円 コールマネー及び売渡手形 52,000百万円 債券貸借取引受入担保金 104,696百万円 借入金 35,062百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、現金預け金 2百万円、有価証券153,471百 万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証 金は3,840百万円であります。	※7 担保に供している資産は次の とおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 51百万円 買入金銭債権 2,409百万円 有価証券 359,471百万円 担保資産に対応する債務 預金 20,856百万円 コールマネー及び売渡手形 69,900百万円 債券貸借取引受入担保金 19,063百万円 借入金 2,009百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、現金預け金 2百万円、有価証券162,089百 万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証 金は3,750百万円であります。	※7 担保に供している資産は次の とおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 58百万円 買入金銭債権 2,168百万円 有価証券 407,514百万円 担保資産に対応する債務 預金 20,564百万円 コールマネー及び売渡手形 85,669百万円 債券貸借取引受入担保金 48,066百万円 借入金 139,833百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、現金預け金 2百万円、有価証券182,637百 万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証 金は3,830百万円であります。
※8 当座貸越契約及び貸付金に係 るコミットメントライン契約 は、顧客からの融資実行の申し 出を受けた場合に、契約上規定 された条件について違反がない 限り、一定の限度額まで資金を 貸付けることを約する契約であ ります。これらの契約に係る融 資未実行残高は、1,646,549百 万円であります。このうち原契 約期間が1年以内のもの又は任 意の時期に無条件で取消可能な ものが1,629,551百万円であり ます。	※8 当座貸越契約及び貸付金に係 るコミットメントライン契約 は、顧客からの融資実行の申し 出を受けた場合に、契約上規定 された条件について違反がない 限り、一定の限度額まで資金を 貸付けることを約する契約であ ります。これらの契約に係る融 資未実行残高は、1,710,725百 万円であります。このうち原契 約期間が1年以内のもの又は任 意の時期に無条件で取消可能な ものが1,697,734百万円であり ます。	※8 当座貸越契約及び貸付金に係 るコミットメントライン契約 は、顧客からの融資実行の申し 出を受けた場合に、契約上規定 された条件について違反がない 限り、一定の限度額まで資金を 貸付けることを約する契約であ ります。これらの契約に係る融 資未実行残高は、1,675,998 百 万円であります。このうち原契 約期間が1年以内のもの又は任 意の時期に無条件で取消可能な ものが1,663,505百万円であり ます。

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。	なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。	なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 29,094百万円
※10 有形固定資産の減価償却累計額 69,103百万円	※10 有形固定資産の減価償却累計額 70,097百万円	※10 有形固定資産の減価償却累計額 69,732百万円

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,500百万円が含まれております。 ※12 社債は、劣後特約付社債82,000百万円及び永久劣後特約付社債15,000百万円であります。 ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は16,782百万円であります。	※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金16,000百万円が含まれております。 ※12 社債は、劣後特約付社債77,000百万円及び永久劣後特約付社債11,500百万円であります。 ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は15,577百万円であります。	※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金16,000百万円が含まれております。 ※12 社債は、劣後特約付社債82,000百万円及び永久劣後特約付社債11,500百万円であります。 ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は16,656百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 その他経常費用には、貸出金償却9,937百万円、貸倒引当金繰入額4,404百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸出金償却5,457百万円、貸倒引当金繰入額2,753百万円及び株式等償却2,486百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸出金償却20,658百万円及び株式等償却10,106百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	796,732	—	—	796,732	
第一回優先株式	35,000	—	—	35,000	
合計	831,732	—	—	831,732	
自己株式					
普通株式	1,236	92	22	1,306	(注)
合計	1,236	92	22	1,306	

(注) 自己株式の増加92千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少22千株は、単元未満株式の買増し請求によるものであります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,181	4.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
	第一回優先株式	420	12.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

II 当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	796,732	—	—	796,732	
第一回優先株式	35,000	—	—	35,000	
合計	831,732	—	—	831,732	
自己株式					
普通株式	1,357	39	5	1,391	(注)
合計	1,357	39	5	1,391	

(注) 自己株式の増加39千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少5千株は、単元未満株式の買増し請求によるものであります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,181	4.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第一回優先株式	420	12.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

Ⅲ 前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	796,732	—	—	796,732	
第一回優先株式	35,000	—	—	35,000	
合計	831,732	—	—	831,732	
自己株式					
普通株式	1,236	182	61	1,357	(注)
合計	1,236	182	61	1,357	

(注) 自己株式の増加182千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少61千株は、単元未満株式の買増し請求によるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,181	4.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
	第一回優先株式	420	12.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,181	利益剰余金	4.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第一回優先株式	420	利益剰余金	12.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年9月30日現在 現金預け金 勘定 218,214百万円 普通預け金 △450百万円 定期預け金 △45,555百万円 郵便貯金 △1,513百万円 その他の預け金 △273百万円 現金及び現金同等物 170,421百万円	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年9月30日現在 現金預け金 勘定 206,840百万円 普通預け金 △1,088百万円 定期預け金 △6,553百万円 郵便貯金 △1,334百万円 その他の預け金 △156百万円 現金及び現金同等物 197,708百万円	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年3月31日現在 現金預け金 勘定 253,344百万円 普通預け金 △804百万円 定期預け金 △24,560百万円 郵便貯金 △1,342百万円 その他の預け金 △124百万円 現金及び現金同等物 226,513百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主として電算機等であります。 (イ) 無形固定資産 該当ありません。 ② リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 8,443百万円 無形固定資産 76百万円 合計 8,519百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,277百万円 無形固定資産 40百万円 合計 5,317百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 3,166百万円 無形固定資産 35百万円 合計 3,201百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同 左 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 ② リース資産の減価償却の方法 同 左 (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,491百万円 無形固定資産 26百万円 合計 7,517百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 4,820百万円 無形固定資産 17百万円 合計 4,837百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 2,671百万円 無形固定資産 8百万円 合計 2,680百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同 左 (イ) 無形固定資産 該当ありません。 ② リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 8,000百万円 無形固定資産 26百万円 合計 8,026百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,031百万円 無形固定資産 14百万円 合計 5,046百万円 年度末残高相当額 有形固定資産 2,968百万円 無形固定資産 11百万円 合計 2,979百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
・ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1 年内 674百万円 1 年超 2,527百万円 - 合計 3,201百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・ 支払リース料 401百万円 ・ 減価償却費相当額 401百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。 2 オペレーティング・リース取引 ・ オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 334百万円 1 年超 1,178百万円 - 合計 1,512百万円	・ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1 年内 533百万円 1 年超 2,146百万円 - 合計 2,680百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・ 支払リース料 304百万円 ・ 減価償却費相当額 304百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について) 同 左 2 オペレーティング・リース取引 ・ オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 309百万円 1 年超 957百万円 - 合計 1,267百万円	・ 未経過リース料年度末残高相当額 1 年内 572百万円 1 年超 2,407百万円 - 合計 2,979百万円 (注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・ 支払リース料 768百万円 ・ 減価償却費相当額 768百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について) 同 左 2 オペレーティング・リース取引 ・ オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 331百万円 1 年超 1,110百万円 - 合計 1,441百万円

(有価証券関係)

- ※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。なお、前連結会計年度末については連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券を含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	3,087	3,122	34
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	18,000	18,089	89
外国債券	18,000	18,089	89
その他	—	—	—
合計	21,087	21,211	123

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	113,118	116,953	3,835
債券	1,140,135	1,122,578	△17,557
国債	522,815	509,624	△13,190
地方債	103,444	103,352	△91
短期社債	—	—	—
社債	513,876	509,601	△4,274
その他	305,566	288,760	△16,806
外国債券	238,478	234,391	△4,086
その他	67,088	54,369	△12,719
合計	1,558,821	1,528,292	△30,528

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて1,630百万円減損処理を行っております。当該有価証券の減損処理については、中間期末時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄は全て、また同下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等を考慮し、時価の著しい下落に該当するもの、かつ時価の回復可能性がないと判断されるものについて実施しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	17,054
非公募事業債	19,940
その他	1,710

Ⅱ 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	38,292	40,017	1,724
地方債	8,201	8,350	149
短期社債	—	—	—
社債	1,996	2,029	32
その他	3,000	2,854	△145
外国債券	3,000	2,854	△145
その他	—	—	—
合計	51,489	53,251	1,761

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	101,443	102,525	1,081
債券	1,131,217	1,140,156	8,939
国債	481,068	486,272	5,204
地方債	153,425	155,236	1,811
短期社債	—	—	—
社債	496,723	498,647	1,923
その他	277,575	268,255	△9,319
外国債券	214,173	213,645	△527
その他	63,401	54,609	△8,791
合計	1,510,235	1,510,937	701

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式2,417百万円であります。

当該有価証券の減損処理については、時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄は全て、また同下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等を考慮し、時価の著しい下落に該当するもの、かつ時価の回復可能性がないと判断されるものについて実施しております。

(追加情報)

その他有価証券として保有する一部の変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、国債の中間連結貸借対照表計上額及び評価差額が7,592百万円それぞれ増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローと内包されるオプションの価値を、同利回りに基づく割引率で割り引くことにより算定しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	17,134
非公募事業債	18,684
その他	2,431

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1,451	17

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	37,155	37,821	665	750	84
地方債	3,086	3,142	55	55	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	12,000	11,996	△3	99	102
外国債券	12,000	11,996	△3	99	102
その他	—	—	—	—	—
合計	52,242	52,959	717	904	187

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	108,030	100,136	△7,894	11,633	19,527
債券	1,094,828	1,088,071	△6,757	4,163	10,920
国債	456,438	456,719	280	2,621	2,340
地方債	127,127	127,588	460	569	109
短期社債	—	—	—	—	—
社債	511,262	503,763	△7,498	971	8,470
その他	312,438	290,717	△21,721	2,158	23,880
外国債券	236,338	229,329	△7,008	1,781	8,790
その他	76,100	61,387	△14,712	377	15,090
合計	1,515,298	1,478,925	△36,373	17,955	54,328

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、14,459百万円(うち、株式9,183百万円、外国債券242百万円、その他5,033百万円)であります。

当該有価証券の減損処理については、時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄は全て、また同下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等を考慮し、時価の著しい下落に該当するもの、かつ時価の回復可能性がないと判断されるものについて実施しております。

(追加情報)

その他有価証券として保有する一部の変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「国債」の連結貸借対照表計上額及び「評価差額」が8,695百万円それぞれ増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローと内包されるオプションの価値を、同利回りに基づく割引率で割り引くことにより算定しております。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	244,867	3,467	2,534

6 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	17,216
非公募事業債	19,786
その他	2,079

7 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	151,343	592,221	243,899	157,497
国債	54,099	200,456	85,565	153,754
地方債	12,243	116,895	1,536	—
短期社債	—	—	—	—
社債	85,000	274,870	156,797	3,743
その他	13,745	134,924	90,824	7,850
外国債券	12,165	127,589	82,092	—
その他	1,579	7,335	8,731	7,850
合計	165,088	727,146	334,723	165,348

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	1,004	1,004	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	1,002	1,002	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	991	—

2 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の 信託	1,000	1,000	—	—	—

(注) 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△30,528
その他有価証券	△30,528
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	12,247
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△18,280
(△)少数株主持分相当額	△559
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△0
その他有価証券評価差額金	△17,721

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	691
その他有価証券	691
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	298
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	392
(△)少数株主持分相当額	△520
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△0
その他有価証券評価差額金	912

(注) その他有価証券の評価差額のうち、損益として処理した10百万円は含んでおりません。

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△36,373
その他有価証券	△36,373
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	14,087
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△22,286
(△)少数株主持分相当額	△876
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△1
その他有価証券評価差額金	△21,411

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	244,059	518	518
	為替予約	5,045	25	25
	通貨オプション	107,584	—	697
	その他	—	—	—
	合計	—	543	1,241

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	20,225	80	80
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	80	80

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	234,230	503	503
	為替予約	11,225	32	32
	通貨オプション	142,720	—	1,121
	その他	—	—	—
	合計	—	536	1,657

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が取扱っている期中取引実績または残高のあるデリバティブ取引は以下のとおりであります。

金利関連：金利スワップ取引

通貨関連：先物為替取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引

債券関連：債券先物取引、債券オプション取引

株式関連：株価指数先物取引、株価指数先物オプション取引

(2) 取組方針

当行では、デリバティブ取引を主として保有資産・負債に係るリスクマネジメント手段として活用するとともに、一方では、トレーディング業務での収益獲得のために活用することとしております。

(3) 利用目的

利用目的としては、オン・バランス資産・負債の市場リスクの管理・軽減を目的としたヘッジ取引、及びトレーディング業務における相場等の短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とした取引であります。

デリバティブ取引は時価会計を原則としておりますが、ヘッジ会計の要件を満たす取引につきましては、ヘッジ会計を適用しております。その内容は以下のとおりであります。

① ヘッジ手段とヘッジ対象

主として、金利スワップによる固定金利貸出、満期繰上特約付定期預金(コーラブル預金)等の金利変動リスクに対するヘッジ及び先物為替等による外貨建金融資産・負債の為替変動リスクに対するヘッジであります。

② ヘッジ方針

ヘッジ会計の適用にあたっては、「ヘッジ会計に関する運営ルール」に基づき、繰延ヘッジを採用し、主に金利変動リスク、為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

③ ヘッジ有効性の評価方法

原則として、ヘッジ対象の時価変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にヘッジ有効性を評価しております。又、包括ヘッジについては、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、継続的に特例処理の要件を検討することにより、有効性の評価を省略しております。

(4) 取引に係る各種リスクの内容

① 市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株価等の変動により保有ポジションの価値が減少するリスクであります。

② 信用リスク

信用リスクとは、取引の相手方が契約不履行となった時点において損失を被るリスクであります。

③ 特殊な取引のリスク

当行は、特殊な取引のリスクを有するデリバティブ取引はありません。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当行でのデリバティブ取引は、社内規定に則って作成された運営ルールにより執行されております。

当該ルールではデリバティブ取引の利用範囲、権限、責任、手続、限度枠、ロスカットルール及び報告体制に関するルールが明記されており、各種リスク状況は所管部で管理し、毎月、ALM委員会等経営陣に報告しております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項に記載しております「契約額等」は、デリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体はそのままデリバティブ取引に係る市場リスク又は信用リスクを表すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,550	3,550	27	27
	受取変動・支払固定	3,550	3,550	6	6
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	33	33

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	259,311	214,531	528	528
	為替予約				
	売建	2,717	—	△7	△7
	買建	2,247	—	22	22
	通貨オプション				
	売建	67,234	53,924	△4,403	△891
	買建	67,234	53,924	4,403	1,844
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	543	1,497

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
該当ありません。

III 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	86,130	4,079	90,209	—	90,209
(2) セグメント間の 内部経常収益	305	4,709	5,014	(5,014)	—
計	86,435	8,788	95,224	(5,014)	90,209
経常費用	84,753	8,705	93,459	(11,532)	81,927
経常利益	1,682	82	1,765	6,517	8,282

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業区分の主な事業内容

(1) 銀行業務……………銀行業

(2) その他の業務…債権管理・再生支援業務、事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、信用保証、クレジットカード等

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	81,763	4,016	85,780	—	85,780
(2) セグメント間の 内部経常収益	289	5,260	5,550	(5,550)	—
計	82,053	9,277	91,331	(5,550)	85,780
経常費用	69,208	7,631	76,840	(5,559)	71,280
経常利益	12,845	1,645	14,491	8	14,500

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業区分の主な事業内容

(1) 銀行業務……………銀行業

(2) その他の業務…債権管理・再生支援業務、事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、信用保証、債権管理回収業、クレジットカード等

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	169,921	9,167	179,088	—	179,088
(2) セグメント間の内部 経常収益	1,737	10,392	12,130	(12,130)	—
計	171,658	19,560	191,218	(12,130)	179,088
経常費用	163,406	17,696	18,102	(19,868)	161,234
経常利益	8,251	1,864	10,116	7,738	17,854

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業区分の主な事業内容

(1) 銀行業務……………銀行業

(2) その他の業務…債権管理・再生支援業務、事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、信用保証、クレジットカード等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	284.37	323.48	287.98
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	9.59	11.42	17.84
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	8.62	10.26	16.51

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成20年9月30日	当中間連結会計期間末 平成21年9月30日	前連結会計年度末 平成21年3月31日
純資産の部の合計額 (百万円)	287,013	318,492	289,733
純資産の部の合計額から控除 する金額(百万円)	60,813	61,212	60,673
うち少数株主持分	25,813	26,212	25,253
うち第一回優先株式の 発行価額	35,000	35,000	35,000
うち第一回優先株式の 優先配当額	—	—	420
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額(百万円)	226,200	257,279	229,059
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末)の 普通株式の株(千株)	795,425	795,340	795,375

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	7,632	9,083	14,616
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	420
うち定時株主総会決議に よる優先配当額	百万円	—	—	420
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	7,632	9,083	14,196
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	795,468	795,358	795,437
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	420
うち優先配当額	百万円	—	—	420
普通株式増加数	千株	89,697	89,697	89,697
うち第一回優先株式	千株	89,697	89,697	89,697

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	当行は、当行の連結子会社である株式会社長崎銀行が有する同行の有価証券投資事業を平成21年11月6日を効力発生日として、会社分割の方法により承継いたしました。 (共通支配下の取引) 1 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容 (1) 結合企業の名称 株式会社 西日本シティ銀行 (2) 被結合企業の名称 株式会社 長崎銀行 (3) 対象となった事業の内容 株式会社長崎銀行の有価証券投資事業 2 企業結合の法的形式 株式会社長崎銀行を分割会社とし、当行を承継会社とする吸収分割。 3 結合後企業の名称 株式会社 西日本シティ銀行 4 取引の目的を含む取引の概要 (1) 取引の目的 当行グループ内の業務を集約することによる効率化を図るとともに、株式会社長崎銀行が地域金融機関として、金融仲介機能の発揮を通じて、地域経済の発展に今後さらに貢献することで当行グループの競争力強化を図ることを目的としております。 (2) 取引の概要 当行及び当行連結子会社である株式会社長崎銀行は平成21年9月28日開催の取締役会において株式会社長崎銀行が有する同行の有価証券投資事業を当行に会社分割により承継する決議を行い、同日に両行間で吸収分割に関する契約を締結し、平成21年11月6日を効力発生日として、会社分割を行いました。 5 実施した会計処理の概要 当該吸収分割においては、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。	

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
経常収益	45,478	42,710
資金運用収益	35,651	33,152
(うち貸出金利息)	(29,590)	(28,419)
(うち有価証券利息配当金)	(5,732)	(4,510)
信託報酬	0	0
役務取引等収益	7,767	7,068
特定取引収益	24	16
その他業務収益	1,473	1,242
その他経常収益	561	1,230
経常費用	47,357	35,179
資金調達費用	6,833	4,788
(うち預金利息)	(5,079)	(3,755)
役務取引等費用	2,360	2,593
その他業務費用	3,321	1,047
営業経費	21,201	21,530
その他経常費用	※1 13,640	※1 5,219
経常利益又は経常損失(△)	△1,878	7,530
特別利益	172	836
固定資産処分益	—	0
償却債権取立益	172	592
その他の特別利益	—	244
特別損失	776	292
固定資産処分損	410	164
減損損失	338	127
その他の特別損失	27	—
税金等調整前四半期純利益 又は税金等調整前四半期純損失(△)	△2,481	8,075
法人税等	※2 △3,911	※2 2,709
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△193	480
四半期純利益	1,623	4,885

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
※1 その他経常費用には、貸出金償却6,963百万円及び貸倒引当金繰入額3,955百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、株式等償却2,305百万円及び貸出金償却1,831百万円を含んでおります。
※2 法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	※2 同 左

(2) その他

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※7 182,698	※7 185,321	※7 222,076
コールローン	6,408	766	687
買入金銭債権	14,721	13,065	13,985
特定取引資産	3,741	1,594	1,448
金銭の信託	7,940	2,992	1,991
有価証券	※1, ※7, ※13 1,588,554	※1, ※7, ※13 1,597,948	※1, ※7, ※13 1,566,358
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※ 8 4,708,626	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※ 8 4,871,119	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※ 8 4,849,415
外国為替	※6 1,312	※6 3,706	※6 2,467
その他資産	※7 39,179	※7 42,460	※7 38,855
有形固定資産	※9, ※10 117,758	※9, ※10 117,757	※9, ※10 117,626
無形固定資産	2,675	2,330	2,407
繰延税金資産	74,215	52,425	71,531
支払承諾見返	※13 69,753	※13 56,418	※13 58,666
貸倒引当金	△59,496	△48,882	△48,182
投資損失引当金	△14,116	△12,336	△12,696
資産の部合計	6,743,973	6,886,689	6,886,640
負債の部			
預金	※7 5,887,481	※7 6,038,252	※7 5,943,316
譲渡性預金	126,330	191,826	126,740
コールマネー	※7 76,116	※7 98,695	※7 109,386
債券貸借取引受入担保金	※7 104,696	※7 19,063	※7 48,066
借入金	※7, ※11 72,523	※11 46,435	※7, ※11 184,537
外国為替	38	78	68
社債	※12 82,000	※12 77,000	※12 82,000
信託勘定借	5	7	5
その他負債	29,192	33,843	34,641
未払法人税等	261	326	237
リース債務	111	232	171
その他の負債	28,819	33,284	34,233
退職給付引当金	10,667	10,366	10,487
役員退職慰労引当金	717	798	782
睡眠預金払戻損失引当金	701	757	686
偶発損失引当金	869	1,238	1,130
特定債務者支援引当金	—	20	—
再評価に係る繰延税金負債	※9 22,241	※9 22,010	※9 22,065
支払承諾	※13 69,753	※13 56,418	※13 58,666
負債の部合計	6,483,333	6,596,811	6,622,580

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部			
資本金	85,745	85,745	85,745
資本剰余金	85,684	85,684	85,684
資本準備金	85,684	85,684	85,684
利益剰余金	78,447	89,848	85,089
利益準備金	61	61	61
その他利益剰余金	78,386	89,786	85,027
圧縮積立金	3	3	3
別途積立金	76,039	81,422	76,039
繰越利益剰余金	2,342	8,360	8,984
自己株式	△614	△622	△615
株主資本合計	249,263	260,656	255,903
その他有価証券評価差額金	△16,998	1,177	△19,953
繰延ヘッジ損益	2	0	△2
土地再評価差額金	※9 28,372	※9 28,043	※9 28,112
評価・換算差額等合計	11,376	29,221	8,156
純資産の部合計	260,639	289,877	264,060
負債及び純資産の部合計	6,743,973	6,886,689	6,886,640

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月 1 日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日)
経常収益	82,741	78,434	164,393
資金運用収益	66,508	62,871	132,582
(うち貸出金利息)	54,724	52,955	109,546
(うち有価証券利息配当金)	11,402	9,721	22,308
信託報酬	5	4	10
役務取引等収益	12,747	11,847	24,501
特定取引収益	89	40	130
その他業務収益	2,070	1,813	4,999
その他経常収益	1,319	1,855	2,169
経常費用	80,169	66,156	154,016
資金調達費用	13,086	9,685	24,695
(うち預金利息)	9,439	7,293	17,586
役務取引等費用	5,630	5,728	11,363
その他業務費用	3,551	1,348	8,327
営業経費	※1 37,699	※1 38,179	74,818
その他経常費用	※2 20,201	※2 11,215	※2 34,810
経常利益	2,571	12,277	10,377
特別利益	428	1,315	3,437
特別損失	648	501	935
税引前中間純利益	2,351	13,091	12,879
法人税、住民税及び事業税	52	40	75
法人税等調整額	8	4,758	4,121
法人税等合計	61	4,798	4,197
中間純利益	2,290	8,292	8,682

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	85,745	85,745	85,745
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	85,745	85,745	85,745
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	85,684	85,684	85,684
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	85,684	85,684	85,684
資本剰余金合計			
前期末残高	85,684	85,684	85,684
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	85,684	85,684	85,684
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	61	61	61
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	61	61	61
その他利益剰余金			
圧縮積立金			
前期末残高	4	3	4
当中間期変動額			
圧縮積立金の取崩	△0	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0	△0
当中間期末残高	3	3	3
別途積立金			
前期末残高	59,693	76,039	59,693
当中間期変動額			
別途積立金の積立	16,346	5,382	16,346
当中間期変動額合計	16,346	5,382	16,346
当中間期末残高	76,039	81,422	76,039
繰越利益剰余金			
前期末残高	19,948	8,984	19,948
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,601	△3,601	△3,601

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月 1 日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日)
圧縮積立金の取崩	0	0	0
別途積立金の積立	△16,346	△5,382	△16,346
中間純利益	2,290	8,292	8,682
自己株式の処分	△4	△1	△14
土地再評価差額金の取崩	55	68	316
当中間期変動額合計	△17,605	△623	△10,963
当中間期末残高	2,342	8,360	8,984
利益剰余金合計			
前期末残高	79,707	85,089	79,707
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,601	△3,601	△3,601
圧縮積立金の取崩	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益	2,290	8,292	8,682
自己株式の処分	△4	△1	△14
土地再評価差額金の取崩	55	68	316
当中間期変動額合計	△1,259	4,759	5,381
当中間期末残高	78,447	89,848	85,089
自己株式			
前期末残高	△597	△615	△597
当中間期変動額			
自己株式の取得	△27	△8	△46
自己株式の処分	10	2	28
当中間期変動額合計	△16	△6	△17
当中間期末残高	△614	△622	△615
株主資本合計			
前期末残高	250,539	255,903	250,539
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,601	△3,601	△3,601
中間純利益	2,290	8,292	8,682
自己株式の取得	△27	△8	△46
自己株式の処分	6	1	14
土地再評価差額金の取崩	55	68	316
当中間期変動額合計	△1,276	4,752	5,364
当中間期末残高	249,263	260,656	255,903

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月 1 日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△1,620	△19,953	△1,620
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△15,377	21,130	△18,333
当中間期変動額合計	△15,377	21,130	△18,333
当中間期末残高	△16,998	1,177	△19,953
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△2	△2	△2
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4	2	△0
当中間期変動額合計	4	2	△0
当中間期末残高	2	0	△2
土地再評価差額金			
前期末残高	28,428	28,112	28,428
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△55	△68	△316
当中間期変動額合計	△55	△68	△316
当中間期末残高	28,372	28,043	28,112
評価・換算差額等合計			
前期末残高	26,806	8,156	26,806
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△15,429	21,064	△18,649
当中間期変動額合計	△15,429	21,064	△18,649
当中間期末残高	11,376	29,221	8,156
純資産合計			
前期末残高	277,346	264,060	277,346
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,601	△3,601	△3,601
中間純利益	2,290	8,292	8,682
自己株式の取得	△27	△8	△46
自己株式の処分	6	1	14
土地再評価差額金の取崩	55	68	316
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△15,429	21,064	△18,649
当中間期変動額合計	△16,706	25,817	△13,285
当中間期末残高	260,639	289,877	264,060

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	同 左	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。	(1) 同 左	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。		なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同 左	(2) 同 左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～60年 その他：2年～20年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～60年 その他：2年～20年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。	(3) リース資産 同 左	(3) リース資産 同 左

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,428百万円であります。	また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31,460百万円であります。	また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,191百万円であります。
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同 左	(2) 投資損失引当金 同 左

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同 左	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 同 左
	(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して、将来発生する可能性のある負担金支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。	(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して、将来発生する可能性のある負担金支払額及び、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	(6) 偶発損失引当金 同 左

	前中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
		(7) 特定債務者支援引当金 特定債務者支援引当金は、支援先である特定債務者の再建計画に基づき将来発生する可能性のある支援額を見積り、必要と認められる額を計上しております。	
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8 ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左	(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 また、外貨建子会社株式の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。 (ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。	(ハ)内部取引等 同 左	(ハ)内部取引等 同 左
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。	同 左	同 左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。		(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。	

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) その他有価証券として保有する一部の変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は7,179百万円、「その他有価証券評価差額金」は4,278百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は2,900百万円減少しております。 なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローと内包されるオプションの価値を、同利回りに基づく割引率で割り引くことにより算定しております。	(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) その他有価証券として保有する一部の変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は8,209百万円、「その他有価証券評価差額金」は4,892百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は3,316百万円減少しております。 なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローと内包されるオプションの価値を、同利回りに基づく割引率で割り引くことにより算定しております。

【注記事項】
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
※1 関係会社の株式及び出資額総額 51,875百万円 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は10,100百万円、延滞債権額は123,439百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は13百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は64,464百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は198,017百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※1 関係会社の株式及び出資額総額 50,461百万円 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は10,250百万円、延滞債権額は130,657百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は396百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,879百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は160,184百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※1 関係会社の株式及び出資額総額 50,337百万円 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は11,939百万円、延滞債権額は129,373百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は99百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,705百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は154,117百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前中間会計期間末 (平成20年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成21年 9 月30日)	前事業年度末 (平成21年 3 月31日)																								
※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、53,948百万円であります。 ※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>現金預け金</td><td>53百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>390,909百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>28,149百万円</td></tr><tr><td>コールマネー</td><td>52,000百万円</td></tr></table> 債券貸借取引受入担保金 104,696百万円 借用金 33,200百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券143,582百万円を差し入れております。 子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものはありません。 また、その他資産のうち保証金は3,041百万円であります。	現金預け金	53百万円	有価証券	390,909百万円	預金	28,149百万円	コールマネー	52,000百万円	※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、37,550百万円であります。 ※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>現金預け金</td><td>51百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>359,471百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>20,856百万円</td></tr><tr><td>コールマネー</td><td>69,900百万円</td></tr></table> 債券貸借取引受入担保金 19,063百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券151,852百万円を差し入れております。 子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものはありません。 また、その他資産のうち保証金は2,951百万円であります。	現金預け金	51百万円	有価証券	359,471百万円	預金	20,856百万円	コールマネー	69,900百万円	※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、48,733百万円であります。 ※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>預け金</td><td>58百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>407,514百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>20,564百万円</td></tr><tr><td>コールマネー</td><td>85,669百万円</td></tr></table> 債券貸借取引受入担保金 48,066百万円 借用金 138,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券172,511百万円を差し入れております。 子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものはありません。 また、その他の資産のうち保証金は3,032百万円であります。	預け金	58百万円	有価証券	407,514百万円	預金	20,564百万円	コールマネー	85,669百万円
現金預け金	53百万円																									
有価証券	390,909百万円																									
預金	28,149百万円																									
コールマネー	52,000百万円																									
現金預け金	51百万円																									
有価証券	359,471百万円																									
預金	20,856百万円																									
コールマネー	69,900百万円																									
預け金	58百万円																									
有価証券	407,514百万円																									
預金	20,564百万円																									
コールマネー	85,669百万円																									
※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,533,433百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,516,471百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。	※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,600,145百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,587,190百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。	※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,573,324百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,560,867百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。																								

前中間会計期間末 (平成20年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成21年 9 月30日)	前事業年度末 (平成21年 3 月31日)
これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9 土地の再評価に関する法律(平成10年 3 月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年 3 月31日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年 3 月31日公布政令第119号)第 2 条第 1 号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第 4 号に定める地価税法(平成 3 年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。 ※10 有形固定資産の減価償却累計額 66,006百万円 ※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金38,500百万円が含まれております。 ※12 社債は、劣後特約付社債 82,000百万円であります。 ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 16,782百万円であります。	これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9 土地の再評価に関する法律(平成10年 3 月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年 3 月31日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年 3 月31日公布政令第119号)第 2 条第 1 号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第 4 号に定める地価税法(平成 3 年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。 ※10 有形固定資産の減価償却累計額 66,890百万円 ※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金45,500百万円が含まれております。 ※12 社債は、劣後特約付社債 77,000百万円であります。 ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 15,577百万円であります。	これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9 土地の再評価に関する法律(平成10年 3 月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年 3 月31日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年 3 月31日公布政令第119号)第 2 条第 1 号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第 4 号に定める地価税法(平成 3 年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 27,681百万円 ※10 有形固定資産の減価償却累計額 66,584百万円 ※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金45,500百万円が含まれております。 ※12 社債は、劣後特約付社債 82,000百万円であります。 ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 16,656百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,759百万円 無形固定資産 502百万円 ※2 その他経常費用には、貸出金償却7,709百万円、株式等償却6,958百万円及び貸倒引当金繰入額4,412百万円を含んでおります。	※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,666百万円 無形固定資産 519百万円 ※2 その他経常費用には、貸出金償却3,685百万円、貸倒引当金繰入額3,625百万円及び株式等償却2,446百万円を含んでおります。	※2 その他経常費用には、株式等償却16,777百万円及び貸出金償却15,849百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,236	92	22	1,306	(注)
合計	1,236	92	22	1,306	

(注) 普通株式の増加92千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少22千株は、単元未満株式の買増し請求によるものです。

II 当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,357	39	5	1,391	(注)
合計	1,357	39	5	1,391	

(注) 普通株式の増加39千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少5千株は、単元未満株式の買増し請求によるものです。

III 前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,236	182	61	1,357	(注)
合計	1,236	182	61	1,357	

(注) 普通株式の増加182千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少61千株は、単元未満株式の買増し請求によるものです。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主として電算機等であり ます。 (イ) 無形固定資産 該当ありません。 ② リース資産の減価償却の 方法 中間財務諸表作成のための 基本となる重要な事項「4 固定資産の減価償却の方法」 に記載のとおりであります。 (2) 通常の賃貸借取引に係る方法 に準じて会計処理を行っている 所有権移転外ファイナンス・リ ース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 8,108百万円 無形固定資産 63百万円 合計 8,172百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,056百万円 無形固定資産 29百万円 合計 5,085百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 3,052百万円 無形固定資産 34百万円 合計 3,086百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料中間会計期間末残高 が有形固定資産の中間会計期 間末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法によ っております。	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同 左 (イ) 無形固定資産 同 左 ② リース資産の減価償却の 方法 同 左 (2) 通常の賃貸借取引に係る方法 に準じて会計処理を行っている 所有権移転外ファイナンス・リ ース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,342百万円 無形固定資産 26百万円 合計 7,368百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 4,744百万円 無形固定資産 17百万円 合計 4,761百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 2,598百万円 無形固定資産 8百万円 合計 2,607百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料中間会計期間末残高 が有形固定資産の中間会計期 間末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法によ っております。	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同 左 (イ) 無形固定資産 同 左 ② リース資産の減価償却の 方法 重要な会計方針「4 固定 資産の減価償却の方法」に記 載のとおりであります。 (2) 通常の賃貸借取引に係る方法 に準じて会計処理を行っている 所有権移転外ファイナンス・リ ース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び期末 残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,813百万円 無形固定資産 26百万円 合計 7,840百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 4,934百万円 無形固定資産 14百万円 合計 4,949百万円 期末残高相当額 有形固定資産 2,879百万円 無形固定資産 11百万円 合計 2,890百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定 資産の期末残高等に占める割 合が低いため、支払利子込み 法によっております。

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
・ 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1 年内 629百万円 1 年超 2,457百万円 - 合計 3,086百万円 (注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。 ・ 支払リース料 349百万円 ・ 減価償却費相当額 349百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。 2 オペレーティング・リース取引 ・ オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 334百万円 1 年超 1,178百万円 - 合計 1,512百万円	・ 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1 年内 504百万円 1 年超 2,102百万円 - 合計 2,607百万円 (注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。 ・ 支払リース料 288百万円 ・ 減価償却費相当額 288百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について) 同 左 2 オペレーティング・リース取引 ・ オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 309百万円 1 年超 957百万円 - 合計 1,267百万円	・ 未経過リース料期末残高相当額 1 年内 541百万円 1 年超 2,349百万円 - 合計 2,890百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。 ・ 支払リース料 687百万円 ・ 減価償却費相当額 687百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について) 同 左 2 オペレーティング・リース取引 ・ オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 331百万円 1 年超 1,110百万円 - 合計 1,441百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	当行は、当行の連結子会社である株式会社長崎銀行が有する同行の有価証券投資事業を平成21年11月6日を効力発生日として、会社分割の方法により承継いたしました。 なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。	

4 【その他】

信託財産残高表

資産						
科目	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)		前事業年度 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比 (%)
有形固定資産	1,539	90.54	1,539	92.13	1,539	90.59
銀行勘定貸	5	0.32	7	0.42	5	0.30
現金預け金	155	9.14	124	7.45	154	9.11
合計	1,699	100.00	1,670	100.00	1,699	100.00

負債						
科目	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)		前事業年度 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
包括信託	1,699	100.00	1,670	100.00	1,699	100.00
合計	1,699	100.00	1,670	100.00	1,699	100.00

- (注) 1 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末 一百万円、当中間会計期間末 一百万円、前事業年度 一百万円
- 2 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度の取扱残高はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社 西日本シティ銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 勝 美 ⑨
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂 本 克 治 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は中間連結財務諸表に添付される形で当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月24日

株式会社 西日本シティ銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 勝 美 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂 本 克 治 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は連結子会社である株式会社長崎銀行が有する同行の有価証券投資事業を平成21年11月6日を効力発生日として、会社分割の方法により承継した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は中間連結財務諸表に添付される形で当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社 西日本シティ銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 勝 美 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂 本 克 治 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第99期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は中間財務諸表に添付される形で当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月24日

株式会社 西日本シティ銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 勝 美 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂 本 克 治 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第100期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は連結子会社である株式会社長崎銀行が有する同行の有価証券投資事業を平成21年11月6日を効力発生日として、会社分割の方法により承継した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は中間財務諸表に添付される形で当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月24日
【会社名】	株式会社西日本シティ銀行
【英訳名】	THE NISHI-NIPPON CITY BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 久保田 勇 夫
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社西日本シティ銀行 大分支店 (大分市府内町三丁目1番7号) 株式会社西日本シティ銀行 東京支店 (東京都中央区京橋一丁目11番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取 久保田勇夫は、当行の第100期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。